

# サステナブル活動による地域貢献に関する連携協定

甲南女子大学

株式会社グランビスタ ホテル&リゾート 神戸須磨シーワールド

## サステナブル活動による地域貢献に関する連携協定

甲南女子大学（以下「甲」という。）と株式会社グランビスタ ホテル&リゾート 神戸須磨シーワールド（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するために、以下の通り、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用してサステナブルな取り組みを行うことで、地域への社会貢献およびSDGsへの関心を深めることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- （1）神戸須磨シーワールドを中心としたサステナブル活動の取組みに関すること
- （2）共同イベント企画、情報発信に関すること
- （3）その他、双方が必要と認めること

### （連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡調整窓口を設置するものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、相手方より開示を受け、又は知り得た情報であって、非公開であり相手方から秘密である旨が表示されたものについて、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（当該秘密を知るべき必要性を有する乙の役員及び従業員、親会社、の役員及び従業員、弁護士等の外部専門家を除く）に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### （個人情報保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。）を取り扱う場合、適切な安全管理措置を講じた上で、本協定の目的の範囲内で個人情報を利用するものとし、本協定の目的以外の目的で個人情報を利用してはならない。



(反社会的勢力の排除)

第6条 甲及び乙は、自ら、自らの役員、経営関与者又はこれらに準ずる者が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 威嚇的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(費用負担)

第8条 第2条の事項を実施するために必要となる費用、その他活動に必要な費用の負担割合については、甲、乙協議の上、決定する。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、本契約に違反し又は故意もしくは過失によって相手方又は第三



者に損害を及ぼした場合には、自己の行為と相当因果関係の認められる範囲で当該損害を賠償する責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙協議の上、その対応にあたるものとする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結日より令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新する旨の申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の翌日から1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本協定の条項のいずれかを履行しないときは、相手方に催告を行い、なお履行がない場合は、書面による通知をもって本協定を解除することができるものとする。

(中途解約)

第13条 乙は、相手方に対して1か月前までに書面で予告することにより、本協定を中途解約できるものとする。

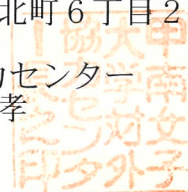
(合意管轄)

第14条 甲及び乙は、本協定における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄とすることに合意する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が1通、乙が1通を保有する。

令和6年 6月 1日

甲 住所：兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目2-23  
学校法人甲南女子学園  
甲南女子大学 对外協力センター  
センター長 岩崎 佳孝



乙 住所：兵庫県神戸市須磨区若宮町1丁目3-5  
株式会社グランビスタ ホテル&リゾート  
神戸須磨シーワールド  
総支配人 水村 樹人

